公益財団法人高知新聞厚生文化事業団
事　業　助　成　要　旨

１．趣旨

公益財団法人高知新聞厚生文化事業団（以下「事業団」という）は、地域の芸術文化の振興と厚生福祉の向上のため、優れた芸術文化活動など各種事業の主催、共催、後援などを通じて、その機会を積極的に提供するとともに事業に対する助成金を支給する。

２．助成対象

対象となる者が個人の場合は県内在住者や県出身者などの高知県関係者とし、団体の場合は高知県内に本拠を置くか高知県関係者が運営するものとする。

また、助成を受ける事業は、原則として高知県内で実施されるものとする。

３．選考基準

助成対象事業は、次の用件に適合するものとする。

①　高知県内の芸術文化の振興と厚生福祉の向上、国際交流の促進などに真に役立つと認められ、また経済的に助成が必要なもの

②　営利を目的とせず、明確な会計経理を実施、報告できるもの

③　冠公演（展覧会など含）ではなく、また特定の団体などの宣伝を目的としないもの

④　助成対象事業となった場合に、ポスターやちらしなどに「高知新聞厚生文化事業団助成」の表示ができるもの

⑤　「厚生」とは、ボランティア活動や人づくりの分野まで広義解釈する

⑥　成績の順位を競ういわゆるスポーツ分野は除外する

４．助成内容

①　金銭的支出を伴う助成

②　金銭的支出を伴わない名義助成

③　共催事業の実施

５．選考

①　金銭的支出を伴う助成

◇　４月から９月までの間に実施予定の事業への助成は、申込み受け付けを２月下旬の締切日（高知新聞紙面に掲載）必着で締め切り、選考委員会を開いて協議する。その後、３月中に理事会を開催し、その採否と助成内容を決定する。

◇　１０月から翌年３月までの事業については、受け付けを８月下旬の締切日（高知新聞紙面に掲載）必着で締め切り、同様の手順で９月中に決定する。

◇　年間の総助成件数、１件当たりの助成金額は特に定めず、事業内容を検討して決定するが、該当がない場合はこの限りではない。

◇　年度途中に特に必要が生じた場合は、例外的に理事長の判断で対応する場合がある。

②　金銭的支出を伴わない名義助成

締め切り日の設定はなく、申請があればその都度、事務局において判断する。

③　事業団独自による事業の主催または共催は、理事会を開いて決定する。

６．手続き

事業団の助成を受けようとするものは、所定の「助成申請書」に必要事項を記入のうえ、関係書類があれば添付して事務局に提出する。

申請用紙は、高知新聞ホームページからダウンロードできるほか、事業団事務局、ならびに高知新聞放送会館受付にも置く。

７．通知

助成が決定した際は「助成決定通知書」により関係者に通知する。事業団独自の主催または共催事業や金銭的助成は高知新聞紙面にて発表する。

８．実施報告および調査

金銭助成を受ける者（以下「被助成者」という）は、助成対象事業の実施後、ただちに「実施報告書」を事業団に提出しなければならない。

事業団は、必要があると認める場合は被助成者に対して調査を行うことができるものとする。この場合、被助成者は調査に協力し、助成金の使途に係る記録及び帳簿類を事業団に提供しなければならない。

９．助成の取消し

被助成者が次の各号に一つでも該当すると認められるとき、事業団は助成金支給の全部または一部を取り消すものとする。このとき、既に交付された助成金がある場合、事業団は被助成者に対してその全部または一部を返還させることができる。

① 申請内容に虚偽が判明したとき
② 助成金を助成対象事業以外に使用したとき
③ 助成対象事業を実施せず、また実施しても当該事業年度内に「実施報告書」を提出しなかったとき（ただし、事業実施日が年度末であるなど、事業団が認めた場合はこの限りではない）
④ 助成対象事業の実施にあたり、著しく社会的妥当性を欠く行為があったとき
⑤ その他、事業団が助成を不適当であると認めたとき

高知市本町三丁目２－１５
公益財団法人　高知新聞厚生文化事業団
理 事 長　　中　平　　雅　彦

（お問い合わせ）　TEL０８８－８２５－４０９８
FAX０８８－８２５－４０３７